

農業委員応募要項

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員は、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者による候補者の推薦及び農業委員になろうとする者の募集を経て、町議会の同意を得て町長が任命することになりました。

農業委員に応募するときは、次のとおり書類を提出してください。

- ・提出書類 農業委員応募届
- ・提出期限 令和7年1月31日（金）必着
- ・提出場所 阿武町農林水産課
〒759-3622 阿武町大字奈古 2636 番地
阿武町役場 TEL 08388-2-3114
- ・任 期 令和7年4月30日から令和10年4月29日まで

（応募に当たっての注意事項）

- 1 農業委員の資格
 - ・農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者
- 2 農業委員選任の要件
 - ・原則として、次に掲げる者が農業委員の過半数を占めるようにすること

認定農業者等とは <ul style="list-style-type: none">・認定農業者である個人・認定農業者である法人の業務を執行する役員・認定農業者である法人の使用人であって、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者
--

 - ・農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれること
 - ・農業委員の年齢、性別に著しい偏りが生じないように配慮すること
- 3 農業委員になることができない者
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 農業委員の業務内容
総会での審議、議案に係る現地調査等

5 公表

住所、電話番号及び他職該当の有無を除き、応募届に記載された事項のすべてが阿武町ホームページによる公表の対象になります。また、農業委員の候補者となった場合、令和7年3月阿武町議会定例会に選任の議案が提出されます。

6 その他

農業委員は、農地利用最適化推進委員と兼ねることができませんが、重複して応募することはできます。

農業委員応募届

阿武町長 様

次のとおり農業委員に応募します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

電話番号

応募する者

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 職業
- (4) 年齢
- (5) 性別

(6) 経歴

年月	学歴・職歴

(7) 農業経営の状況

(8) 認定農業者等であるか

認定農業者等である 認定農業者等でない

(いずれかを○で囲む)

※認定農業者等の定義は、募集要項を参照してください。

